

季刊

労働 おきなわ

2015 Autumn

No.131



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル
☎ 0120-610-223

目次

◆ Relay Essay

(公財)沖縄県労働者福祉基金協会

沖縄県女性就業・労働相談センター長 大田 房子…………… 1

◆ News

・ 沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介…………… 2

・ 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証マーク決定…………… 3

◆ INFORMATION

・ 「労働保険適用促進強化期間」について…………… 4

・ 沖縄労働局労働基準部監督課からのお知らせ…………… 5

・ 職場のトラブル解決・サポートのご案内…………… 5

・ 「プラチナくるみん認定企業」第1号が出ました!…………… 6

・ 妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの
不利益な取扱いの禁止について…………… 7

・ 雇用保険の届出にかかるマイナンバー記載について…………… 8
(平成28年1月から)

・ 労働関係法令セミナー(9・10月開催)のご案内…………… 10

・ 沖縄県女性就業・労働相談センターのご紹介…………… 12

・ 中退共退職金制度のご案内…………… 14

・ おきなわ技能フェスティバル「ものづくりフェスタ2015」…………… 15

◆ 労働委員会だより…………… 16

◆ 労働相談…………… 17

◆ 沖縄県労働経済指標…………… 18



表紙の写真

◀クワンソウ

クワンソウとは9月～11月頃、温暖な地域に見られる中国原産ユリ科の植物です。沖縄の方言では「ニーブイグサ(ねむり草)」とも呼ばれています。琉球王朝時代から食されていたと言われ、食べるとよく眠れるという伝承が古くからあります。沖縄の人は現在もクワンソウを食しており、若芽や葉、根元の柔らかい部分は和え物に、花は酢の物や天ぷらなどにして食べます。



安心して働ける社会をめざして

(公財) 沖縄県労働者福祉基金協会

沖縄県女性就業・労働相談センター センター長 大田 房子

通り雨に、涼しさを感じた瞬間やさしい気持ちになる。蒸し暑さの中に季節の逞しさを感じ、夏はいつも真剣勝負のようだ。

私の道のりもまた夏の暑さのように、日照りになったり、どしゃぶりの大雨になったり、強い風に吹かれたりと忙しい。

若い頃、本当の強さとは、“しなやかさを身につけた女性（ひと）”という言葉がここに留まり妙に納得して、そんな自分になれたらいいな！と大切にしていた頃があった。

海の物とも山の物ともつかぬ 30 代は、正義感と勢いで正論をまくし立て、言い過ぎた時は罪悪感と後悔の波がおし寄せ、砂浜にうち上げられた魚のようだった。

いざ他人から正論で責められるとポキッと折れるところの音とすきま風。何とも寂しい。

しなやかさは女性の特性だ。右から左から強い風であおられても大きくしななって、ゆっくりともとの凜としたスタイルに戻る。しなやかさが身につくまで何年かかるのだろうか。

私が結婚したころは、女性はいずれ結婚して誰かの被扶養者になればというジェンダー観に基づく考え方が残っていたが、今は女性にも多様な生き方や選択肢が開かれつつあるがゆえに起る、葛藤や不安も大きい時代だ。

いったいどこを向いて進めばいいのか分からない！と言った声は男女共にあるだろう。それは社会的場面での自己実現や、自立といった話でよく言われている“労働だけでなく出産や子育てというライフサイクルを組み込んだキャリア形成”が求められているからではないだろうか。

相談業務から見える女性の働き方についても「働き続けたい」と考えても、想定外の事態や、困難に直面しこれまで築いてきたキャリアを中断し、諦めるしかないといった状況が男性に比べより多く訪れる現実もある。

特にハラスメント（セクハラ・マタハラ）問題は、国が掲げる「女性の活躍推進」を妨げるもので残念だ。

本来、妊娠、出産、育児、介護は、人が生きるうえで、人と人の絆を深め、新しい希望ある生活を与え、豊かなところを育む大切な行為であり、社会全体で見守り育てる意識を持つのは当然あるべき姿である。

残念ながら労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法によって守られているにもかかわらず、法律の改正点や制度について社会がまだ追いついていない状況がある。

当センターでは、働くうえでの悩みや、雇用での困りごとなど、社会保険労務士がフリーダイヤルで相談を受けている。労働関係法令等の普及に向けた労働セミナーの開催や、県内各地域に「出張労働相談窓口」を開設し、気軽に利用できるよう取り組んでいるところだ。

女性の社会的な自立課題をキャリア志向の自己実現だけでなく、女性の身体や性の自尊感情を育むことに、もっと社会が関心を持ってほしい。

そのためには、仕事と生活の調和に配慮した働き方を、労使双方で努力することや、男女が共に尊重しあい、対等な関係性を重んじる職場環境づくりに理解と協力が必要である。

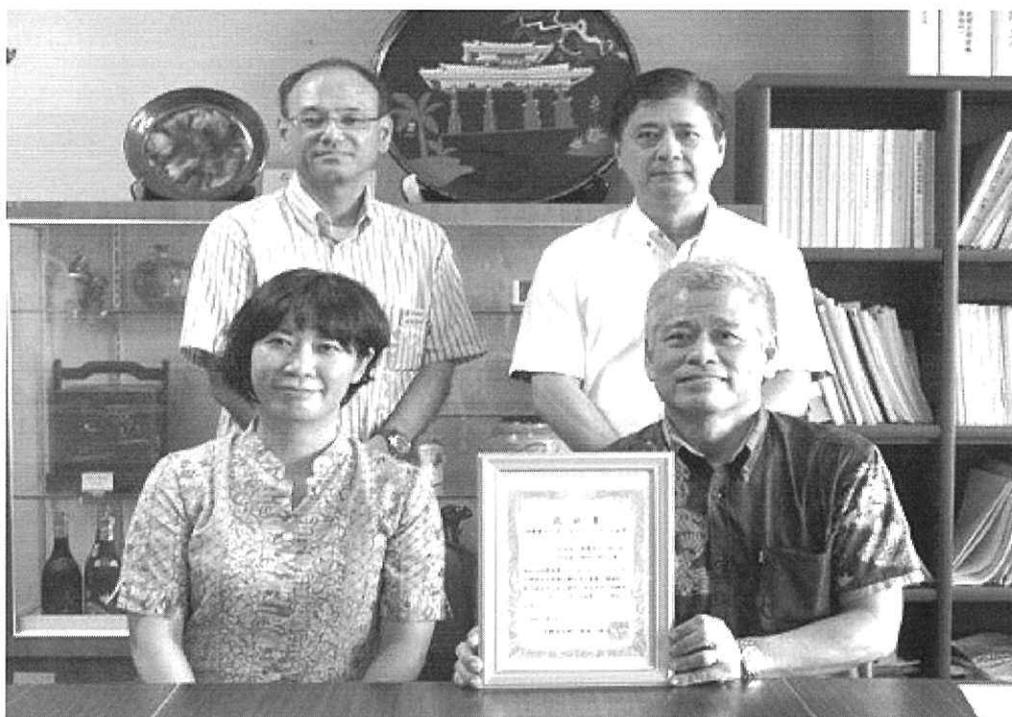
女性が家庭や職場でしなやかに、ゆったりと“凜とした姿”で働けるようエールを送る。出会う人々と感動を分かち合う楽しい旅になるに違いない。

沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介

県では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として平成19年10月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を発足しました。

ワーク・ライフ・バランス認証企業に認証されるための要件として、次世代育成支援対策推進法の“一般事業主行動計画の策定・届出”と「仕事と生活の調和に向けた」プラスアルファの取組みが求められます。

今回、新たに1社がワーク・ライフ・バランス認証企業に加わりましたので、それぞれの企業と取組みについて紹介します。



●平成27年9月2日 認証交付式 医療法人清心会

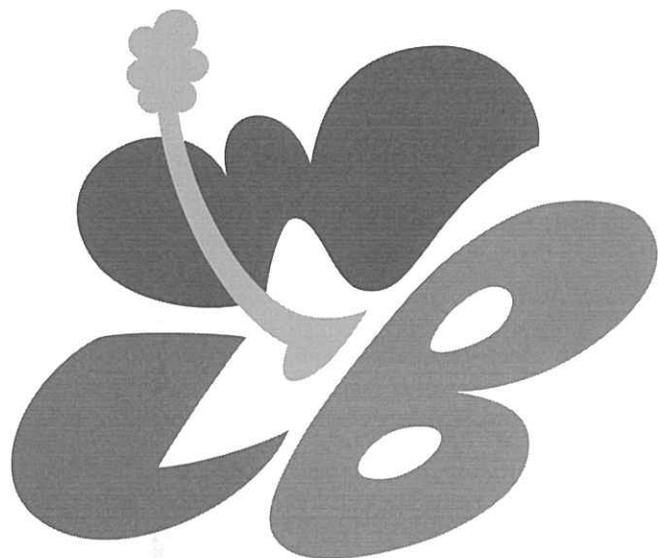
認証第59号 医療法人清心会

- 【 理 事 長 】 徳山 清之
- 【 所 在 地 】 沖縄県浦添市牧港2丁目46番12号 メディカルプラザ牧港
- 【 取 組 内 】
 - ・女性職員の育児休業取得率が100%
 - ・育児休業または介護休業期間終了後には、原則として原職へ復帰させる旨就業規則に明記されている。
 - ・年次有給休暇の取得促進のため、1時間単位での取得を可能としている。
 - ・年次有給休暇とは別に年間3日間のリフレッシュ休暇を付与。
- 【 P R 】 働きやすい職場環境や支援制度を充実させ、人材育成を通して成長意欲を高め、職員満足度の高い職場の提供を目指しています。

沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証マーク決定

県では、「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」のより一層の普及を図り、ワーク・ライフ・バランスの認知度を高めるため、平成27年7月13日から8月3日までの間「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証マーク」の公募を行いました。

審査の結果、27の応募作品の中から、糸永泰子さんの作品が選ばれました。



ワーク・ライフ・バランス 認証企業

制作意図

ワーク・ライフ・バランスの頭感じさせるハイビスカスで表現しました。

様々な色がひとつの花を形成しているデザインは、育児や介護など個人のライフステージに合わせた多様な働き方ができることで、仕事と生活の調和がとれた理想の状態になることを、開花したハイビスカスで表現しています。

●平成27年9月7日 表彰式(写真中央が糸永泰子さん)



11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

**労働者を1人でも雇っている事業主は
労働保険に加入する義務があります。**

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で労働者を1人でも雇用する事業主は、必ず加入しなければなりません。（農林水産業の一部の事業は除く）

労災保険とは

- ◆労働者が業務中や通勤途上に事故にあった場合、労働者やその遺族のために必要な保険給付を行い、併せて社会復帰の促進、援護等を行う制度です。

雇用保険とは

- ◆雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図る制度です。

未手続の事業主はお早めに加入手続を！

事業主が加入手続を行わない間に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の100%又は40%を事業主から徴収することになります。



あの人^①はパート、バイト、臨時だから・・・は関係ありません。
1人でも雇ったら入ろう。労働保険！

詳しくは沖縄労働局労働保険徴収室（Tel.098-868-4038）または最寄りの労働基準監督署か公共職業安定所へお問い合わせください。



沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

沖縄労働局労働基準部監督課からのお知らせ

○10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

労使で話し合い、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

○厚生労働省委託事業「パワハラ対策取組支援セミナー2015」の御案内

具体的なパワーハラスメント対策を導入する方策を中心とする内容のセミナー「パワハラ対策取組支援セミナー2015」(沖縄会場)が、12月8日(火)、沖縄県青年会館(那覇市久米)にて開催されます。詳しくは、セミナー専用ホームページを御覧ください。

URL : <http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/events/>

「職場のトラブル解決・サポート」のご案内

「総合労働相談コーナー」におけるワンストップサービスの提供

- ・「総合労働相談コーナー」では、解雇、労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等の労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、使用者からのご相談を受けています。
- ・専門の総合労働相談員が対応し、相談内容に応じた的確なアドバイスや分かりやすい情報提供をワンストップで行います。
- ・相談は、「無料」で「秘密厳守」です。
- ・「総合労働相談コーナー」は、県内6か所に設けています。所在地及び電話番号は以下のとおりです。

コーナー名	所在地	電話番号
企画室総合労働相談コーナー	那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎3階)	098-868-6060
那覇総合労働相談コーナー	那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2階)	098-868-8008
沖縄総合労働相談コーナー	沖縄市住吉1-23-1 (沖縄労働総合庁舎3階)	098-982-1400
名護総合労働相談コーナー	名護市字宮里452-3 (名護地方合同庁舎1階)	0980-52-2691
宮古総合労働相談コーナー	宮古島市平良字下里1016 (平良地方合同庁舎1階)	0980-72-2303
八重山総合労働相談コーナー	石垣市字登野城55-4 (石垣地方合同庁舎2階)	0980-82-2344

沖縄県で次世代育成支援対策推進法に基づく
「プラチナくるみん認定企業」第1号が出ました！



■第1号「オリックス・ビジネスセンター沖縄株式会社」(那覇市、労働者数:658人)

特例認定の
ポイント

- 計画期間中の育児休業取得率が女性は100%、男性は55%と高い
- 育児休業取得者が復職しやすいように説明会を開催
- 出産した女性の継続就業率が95%に達している

など特例認定基準 11 項目を満たしました。

事業主の
皆様へ

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、
「子育てサポート企業」認定(くるみん認定)を目指しましょう！

	くるみん認定企業名一覧	業種
1	株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング	情報通信業
2	イオン琉球株式会社	卸小売業
3	株式会社琉球新報社	情報通信業
4	医療法人友愛会	医療福祉業
5	社会福祉法人まつみ福祉会	医療福祉業
6	オリックス・ビジネスセンター沖縄株式会社	情報通信業
7	株式会社りゅうせき	卸小売業
8	トランスコスモス シー・アール・エム株式会社	情報通信業
9	株式会社國場組	建設業
10	株式会社琉葉	卸小売業
11	沖縄電力株式会社	電気事業
12	社会医療法人敬愛会	医療福祉業
13	株式会社プロトデータセンター	情報通信業

NEW!

「子育てサポート企業」くるみん認定とは、仕事と子育ての両立支援に関する自社の目標(一般事業主行動計画)を達成するとともに男性の育児休業取得など、一定の要件を満たした企業が厚生労働大臣の認定を受け、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を使用することができる制度です。自社の商品、求人広告などに「くるみん」を掲示し子育てサポート企業であることを広くアピールできるほか、税制の優遇を受けることができます。

平成 27 年 4 月 1 日より、くるみん認定企業のうち、さらに高い水準の取組を行った企業への特例認定(プラチナくるみん認定)制度が創設されました。くるみん認定を受けた企業がプラチナくるみんを認定申請・取得することができます。

くるみん認定企業名はこちらからご覧いただくことができます(→沖縄労働局ホームページ)

http://okinawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/danz yokoyou.html

次世代法、くるみん認定等についてのお問い合わせは 沖縄労働局 雇用均等室 電話:098-868-4380

妊娠・出産・産休・育休などを理由とする
解雇などの不利益な取扱いは、法律で禁止されています。

例えばこんなことを理由として

- 妊娠した、出産した
- 妊婦健診を受けに行くため仕事を休んだ
- つわりや切迫流産で仕事を休んだ
- 産前・産後休業をとった
- 育児休業をとった
- 子どもが病気になり、看護休暇をとった
- 育児のため残業や夜勤の免除を申し出たなど。

こんな取扱いを受けたら法違反です

- 解雇された
- 退職を強要された
- 契約更新がされなかった
- 正社員からパートになれと強要された
- 減給された
- 普通ありえない様な配置転換をされたなど。

悩んでいませんか？

職場でのセクハラ、マタハラ

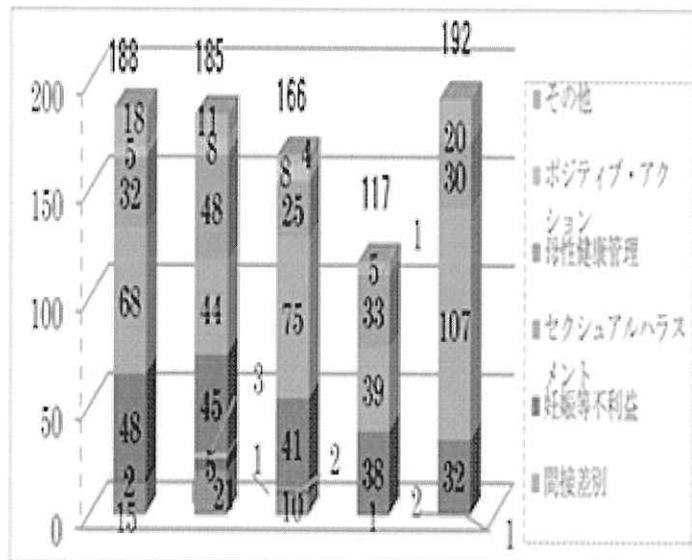
お困りの方は 沖縄労働局雇用均等室へ

(匿名可・相談無料)

問題解決のお手伝いをします。

あなたのプライバシーは守られます。

TEL 098-868-4380



沖縄労働局

ストップ！セクハラ・マタハラ

沖縄労働局は、8月、9月を中心に「女性の活躍推進キャンペーン」を展開しています。

- ☆ 労働局、沖縄県、市町村、使用者団体、労働団体、女性団体等のホームページや広報誌による周知
- ☆ 大学、短大、専修学校等の学生に対する関係法令、相談窓口の周知
- ☆ 市町村、産婦人科等を通じた母性健康管理措置の妊産婦への周知
- ☆ 「女性活躍推進法案」成立後の関係機関・団体等への協力依頼

事業主の皆さまへ

平成28年1月から

雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要となります

1. マイナンバー制度の概要

- ◆ 社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されます。
- ◆ 平成27年10月から、マイナンバー（個人番号）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- ◆ 雇用保険関係では、被保険者資格取得届などに個人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
- ◆ 今後、個人番号をキーにした事務処理を行うことにより、行政事務の効率化や雇用保険業務の適正な運営を行うことを目的としています。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

2. 個人番号の記載が必要となる届出

- ◆ 個人番号は、社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続に使用する番号で、雇用保険業務では被保険者の資格取得や確認、給付などに利用します。
- ◆ 雇用保険業務においては、
 - ・平成28年1月から、被保険者資格取得届・資格喪失届などに個人番号※を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
 - ・在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。
 - ※ ハローワークから事業主に返戻する書類には個人番号は記載されません。
- ◆ 様式一覧（事業主提出用）
 - ① 雇用保険被保険者資格取得届、② 雇用保険被保険者氏名変更・喪失届
 - ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書※
 - ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書※ ⑤ 介護休業給付金支給申請書※
 ※ 事業主が提出する場合には労使間で協定を締結することが必要です。

<個人番号の記載が必要となる様式の例>

※ 様式案は現時点(27年7月)版です。また、裏面に記載のアドレスに様式案を掲載しています。

● 雇用保険被保険者資格取得届 (平成28年1月1日以降届出分)

被保険者の
「個人番号」欄が
追加されます。

※外国人の氏名のアルファベット表記など、
今後様式の変更があります。

● 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・ (初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書 (※) (平成28年1月1日以降届出分)

被保険者の
「個人番号」欄が
追加されます。

※事業主の方が提出することについて労使間で協定
を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出し
ていただくこととしています。

(裏面へ)

3. 個人番号の収集にあたっての留意事項

- ◆事業主は、被保険者資格取得届などの届出にあたり、従業員から個人番号を収集する場合には、事前に本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認をすることが必要です。
- ◆具体的には、個人番号カードによる確認または通知カードと写真付き身分証明書（運転免許証など）による確認が必要です。
- ◆加えて、マイナンバーを含む個人情報の漏えい、滅失または毀損^{きそん}の防止などの安全管理措置の実施や特定個人情報を委託先に提供するときには、委託先の適切な監督などの措置が必要です。
※ 詳細は、内閣官房「社会保障・税番号制度ホームページ」の「マイナンバーガイドライン」や「よくある質問」などを参照してください。

4. 法人番号の記載が必要となる届出

法人番号は、個人番号とは異なり、原則として公表され、自由に利用できる番号です。

- ◆雇用保険業務において、
 - ・平成28年1月から、事業所設置届などに法人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
 - ・また、既に適用事業所となっている事業所（個人事業主を除く）の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。
- ◆様式一覧（事業主提出用）
 - ①雇用保険適用事業所設置届、②雇用保険適用事業所廃止届
 ※ 下面に記載のアドレスに様式案を掲載しています。なお、個人事業主の場合は記載の必要はありません。

5. 電子申請による届出

- ◆個人番号を記載した雇用保険手続の届出を郵送などにより行う場合には、個人情報の漏えいのリスクが発生することから、個人番号の安全管理のためにも、電子申請による届出をお願いします。（郵送の場合は書留郵便による届出が原則）
- ◆電子申請にあたり電子証明書を取得していない場合には、事業主個人または事業主が指定する従業員の電子証明書機能付きの個人番号カードによる電子申請も可能ですので、ぜひ、この機会にご利用をお願いします。

電子申請 事前準備マニュアル **検索**

<マイナンバー制度の詳細とお問い合わせ先>



制度の詳細

- ・内閣官房「マイナンバー 社会保障・税番号制度ホームページ」
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・厚生労働省「社会保障・税番号制度ホームページ（社会保障分野）」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- ・雇用保険手続の届出様式案
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

マイナンバー **検索**



制度のお問い合わせ

マイナンバーコールセンター **0570-20-0178**

（平日 9時30分～17時30分）
（土日祝日・年末年始を除く）

平成29年7月以降、一部の特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用促進助成金の申請に際しても、個人番号を利用することを予定しています。詳細については、追ってご案内します。

労働関係法令 セミナー 9・10月開催 のご案内

失業認定における
就職活動の実績
になります

働くルールを
知ることが
出来た!

9・10月開催

のご案内

貴方の会社の働き方を見直し
働きやすい環境づくり
に取り組んでみませんか

モヤモヤが
解消できた!

労使ともに、労働法制に関する知識が身につくようお手伝いします!

経営者支援(事業主・人事労務担当者向け) セミナー

10テーマ 開催数50回

労働関係法令の理解を深め、実際に、どのように運用していくか、わかりやすく説明します。適切な労務管理により、労使間トラブルを未然に防ぎ、従業員が安心して働ける環境づくりに活かしましょう!

働く人の応援(労働者・求職者向け) セミナー

5テーマ 開催数26回

労働時間、年次有給休暇、残業代、社会保険(健康保険、厚生年金)など、働く上で知っておきたい法律や制度に関する内容を、テーマ別にわかりやすく説明します。貴方の働く環境を見直してみませんか。

●ビジネスセミナーも同日開催(一部のみ)。

- ▶ 期間 / 平成27年7月31日(金)～平成28年2月末
- ▶ 場所 / 南部・中部・北部・宮古・八重山
県内5地区で開催!

労働に関する各種セミナー講師の実績が豊富で、各種相談員としても活躍される社会保険労務士が講師を務めます。

参加
無料

働く人の応援(労働者・求職者向け)セミナー

セミナー番号	日時	セミナーテーマ	内容	講師名	会場	定員
A9-1	9/11(金) 13:30～16:00	知っておきたい! 労働契約のルール ※ビジネスセミナー講習付き	働くとは会社との契約を結ぶこと。その契約がどのようなルールで進められるのか、新しい制度も含めて解説。また無期契約への転換についても説明します。	宇野 一博	沖縄県総合福祉センター 第1・2会議室(那覇市)	48人
A9-2	9/14(月) 18:30～20:30	知って納得! 働く人の社会保障制度	社会保障制度には、年金、医療保険、介護保険、労災保険、雇用保険があります。それぞれの制度の仕組みと内容についてわかりやすく説明いたします。	前里 久誌	沖縄市社会福祉センター 会議室1	35人
A9-3	9/16(水) 18:30～20:30	サービス残業とは!? 知ろう! 自分の給与について	給与計算は労働時間の把握が絶対です。また、労働時間の考え方だけでなく、社会保険等給与計算の基本を社会人として正しく理解しましょう。	大城 貴子	沖縄県総合福祉センター 503教室(那覇市)	40人
A9-4	9/29(火) 18:30～20:30	サービス残業とは!? 知ろう! 自分の給与について	給与計算は労働時間の把握が絶対です。また、労働時間の考え方だけでなく、社会保険等給与計算の基本を社会人として正しく理解しましょう。	前里 久誌	ミライセンター 2F会議室(宮古島市)	30人
A10-1	10/7(水) 13:30～16:00	働くうえで知らない!と損する 労働法と就業規則 ※ビジネスセミナー講習付き	多様な働き方が求められているなか、労働者が安心して働くために知っておくべき重要なルール(年休・残業・解雇など)、また労働者・使用者それぞれの権利・義務などをわかりやすく解説します。	名城 志奈	名護市産業支援センター 中会議室	50人
A10-2	10/14(水) 18:30～20:30	知って納得! 働く人の社会保障制度	社会保障制度には、年金、医療保険、介護保険、労災保険、雇用保険があります。それぞれの制度の仕組みと内容についてわかりやすく説明いたします。	前里 久誌	宜野湾マリニ支援センター 会議室(中)	45人
A10-3	10/15(木) 18:30～20:30	知っておきたい! 労働契約のルール	働くとは会社との契約を結ぶこと。その契約がどのようなルールで進められるのか、新しい制度も含めて解説。また無期契約への転換についても説明します。	御子柴 由起子	石垣市商工会館 2Fホール	50人
A10-4	10/19(月) 18:30～20:30	働くうえで知らない!と損する 労働法と就業規則	多様な働き方が求められているなか、労働者が安心して働くために知っておくべき重要なルール(年休・残業・解雇など)、また労働者・使用者それぞれの権利・義務などをわかりやすく解説します。	西田 倫朗	浦添市産業振興センター 結の街 小研修室1	30人
A10-5	10/29(木) 13:30～16:00	サービス残業とは!? 知ろう! 自分の給与について ※ビジネスセミナー講習付き	給与計算は労働時間の把握が絶対です。また、労働時間の考え方だけでなく、社会保険等給与計算の基本を社会人として正しく理解しましょう。	大城 貴子	沖縄市社会福祉センター 会議室2	35人

お問合せ
申込先

TEL 098-868-9339

沖縄県 働きやすい環境づくり支援事業事務局(株式会社プラスキャリア内) 携帯からも申込出来ます!
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち1-5-26 FAX 098-869-6104

詳しくはホームページをチェック → <http://www.okinawa-hks.jp/>

沖縄 働きやすい環境づくり支援事業 検索



◎ 沖縄県 商工労働部 労働政策課

セミナー情報・申込は裏面をご確認ください

平成27年
9・10月 労働関係法令セミナー 日程一覧

経営者支援(事業主・人事労務担当者向け)セミナー

セミナー番号	日時	セミナーテーマ	内容	講師名	会場	定員
B9-1	9/9(水) 13:30~15:30	労働時間と休日について ～押さえておきたい原則と実務～	労働時間とはどこまで指すのか、どこに注意すべきなのか、休日を与えるうえでのポイントなどを紹介します。	御子柴 由起子	石垣市商工会館 2Fホール	50人
B9-2	9/9(水) 13:30~15:30	重要だったんだ! 労働契約書	労働契約書の理解が労使トラブルの未然防止につながります。併せて、採用に係る助成金活用時のポイントについて解説いたします。	水澤 孝一	南風原町立中央公民館 研修室1・2	48人
B9-3	9/15(火) 13:30~15:30	知っておきたい! 有給休暇の実務	有給休暇は正社員だけの権利と思っていませんか。法に定められた解説から実際の与え方や管理方法、有給取得アップによる助成金活用までをご説明します。	玉寄 智恵子	浦添市てだこホール 多目的室2	48人
B9-4	9/17(木) 13:30~15:30	みんなが良くなる就業規則! ～作成と見直しのポイント～	就業規則の運用・見直しのポイントと、見直しにより支給可能性の広がる助成金、マイナンバー導入に伴う社内規程の整備について解説いたします。	西田 倫朗	名護市産業支援センター 中会議室	50人
B9-5	9/28(月) 13:30~15:30	たった二時間で理解できる労働法 ～知らなかったでは済まされない事業主の責任とは～	労働基準法はすべての労働関係法の基本であり、他にも多くの関連法律が存在しています。まずは知ることが大切。頻繁に行われる法改正情報や事例紹介を交え解説します。	名城 志奈	名護市産業支援センター 中会議室	50人
B9-6	9/29(火) 13:30~15:30	知っているようで知らない! 給与の計算 ～基本と実務～	間違いがあると労使トラブルの元となる給与計算。労働基準法、税務、社会保障など必要な情報を整理・理解し、正しい給与計算実務へと導きます。	前里 久誌	宮古島商工会議所 会議室	40人
B10-1	10/1(木) 13:30~15:30	たった二時間で理解できる労働法 ～知らなかったでは済まされない事業主の責任とは～	労働基準法はすべての労働関係法の基本であり、他にも多くの関連法律が存在しています。まずは知ることが大切。頻繁に行われる法改正情報や事例紹介を交え解説します。	名城 志奈	豊見城市立中央公民館 1F会議室	50人
B10-2	10/6(火) 13:30~15:30	知っておきたい! 有給休暇の実務	有給休暇は正社員だけの権利と思っていませんか。法に定められた解説から実際の与え方や管理方法、有給取得アップによる助成金活用までをご説明します。	玉寄 智恵子	うるみん 第2交流室 (うるま市)	40人
B10-3	10/15(木) 13:30~15:30	考えよう! 子育て社員の雇用維持	子育てのために退職した従業員はいませんか。優秀な人材の雇用維持のために、育児との両立ができる職場環境づくりの提案から助成金活用までをご説明します。	御子柴 由起子	石垣市商工会館 2Fホール	50人
B10-4	10/19(月) 13:30~15:30	知っておきたい! 有給休暇の実務	有給休暇は正社員だけの権利と思っていませんか。法に定められた解説から実際の与え方や管理方法、有給取得アップによる助成金活用までをご説明します。	玉寄 智恵子	浦添市産業振興センター 結の街 小研修室1	30人
B10-5	10/21(水) 13:30~15:30	知っているようで知らない! 給与の計算 ～基本と実務～	間違いがあると労使トラブルの元となる給与計算。労働基準法、税務、社会保障など必要な情報を整理・理解し、正しい給与計算実務へと導きます。	大城 貴子	宮古島商工会議所 会議室	40人
B10-6	10/22(木) 13:30~15:30	労働時間と休日について ～押さえておきたい原則と実務～	労働時間とはどこまで指すのか、どこに注意すべきなのか、休日を与えるうえでのポイントなどを紹介します。	宇野 一博	名護市産業支援センター 中会議室	50人
B10-7	10/27(火) 13:30~15:30	労働時間と休日について ～押さえておきたい原則と実務～	労働時間とはどこまで指すのか、どこに注意すべきなのか、休日を与えるうえでのポイントなどを紹介します。	宇野 一博	沖縄県総合福祉センター 402研修室(那覇市)	50人
B10-8	10/30(金) 13:30~15:30	たった二時間で理解できる労働法 ～知らなかったでは済まされない事業主の責任とは～	労働基準法はすべての労働関係法の基本であり、他にも多くの関連法律が存在しています。まずは知ることが大切。頻繁に行われる法改正情報や事例紹介を交え解説します。	御子柴 由起子	石垣市商工会館 2Fホール	50人

11月以降のセミナー日程につきましては本事業ホームページで随時更新していきますので、ご確認ください。

※会場によっては駐車場に限りがありますので公共交通機関の利用をおすすめ致します。

※天候により場所、日時が変更になる場合があります。

※定員に達し次第、受付を終了させていただきますのでご了承ください。

セミナーの申込方法

電話、FAX、または本事業ホームページにて
受け付けております。

※FAX申込の場合は、下記申込書にご記入のうえ、下記送信先までお送りください。

セミナー申込書

FAX送信先 098-869-6104

セミナー番号	希望するセミナーの番号をご記入ください(複数可)	該当するところに レ点をご記入ください	<input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 労働者 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 人事労務担当者 <input type="checkbox"/> その他
フリガナ		所属部署	
フリガナ		住所	市・町・村
氏名		電話番号	
参加人数	複数で参加の場合、右記に人数と氏名欄に代表者のお名前をご記入ください	人	

※申込いただきました個人情報については本セミナーの実施・運営のみに利用させていただきます。

働きたい、働きつづけたい 「すべての女性」を応援します。



女性のおしごと応援事業

働く、働きたい「女性」のお悩みはこちらへ

098-863-1788

月～金 8:30～17:15 土・日・祝は休み

女性が直面する
妊娠、出産、キャリアアップなど、
人生のさまざまな出来事を視野に、
一人ひとりに
適切な情報提供が出来るよう、
センター内外での個別相談や
本島全域で
おでかけセミナーを実施し、
「働く」ことへの意欲向上に
繋げていくことを
目的としています。



両立

子育て

内職

起業

転職

スキル
アップ

離婚

介護

OWLCC

検索

沖縄県女性就業・労働相談センター

〒900-0036 那覇市西3-11-1 三重城合同庁舎(ているる)5F

沖縄県女性就業・労働相談センターは、沖縄県から委託を受け、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会が運営を行っています。

働く上で、雇う中で、 モヤモヤありませんか？



労働相談事業

電話相談専用フリーダイヤル
0120-610-223
月～土 9:00～20:00 日・祝は休み

対面相談・セミナーのお問い合わせ
098-941-4750
月～金 8:30～17:15 土・日・祝は休み

労働条件

パワハラ

職場での
人間関係

セクハラ

仕事の
悩み

過重労働

ストレス



働く上でお悩みはないですか？
雇用について困りごとはありませんか？

当センターでは社会保険労務士が
労働者、使用者、双方の立場で
解決に向けてのヒント、
アドバイスをさしあげております。

「電話相談」「対面相談」
「出張相談会」「労働セミナー」
などを行っておりますので、
どうぞお気軽にお問合せください。

沖縄県女性就業・ 労働相談センター

〒900-0036 那覇市西3-11-1 三重城合同庁舎(ている)5F
沖縄県女性就業・労働相談センターは、沖縄県から委託を受け、
公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会が運営を行っています。

【利用バス】市内線/1,2,3,5,15番
市外線/45番

【降車停留所】三重城バス停

【中部から乗り継ぎ/例】
●沿高橋バス停(3番)
●バレットくもじ前バス停(3番以外)

※地下駐車場はありますが、数に限りがありますので公共交通機関の利用にご協力ください。
満車の場合は近隣有料Pをご利用ください。

【タイムズ沖縄西町駐車場】
60分 200円(1日最大300円)

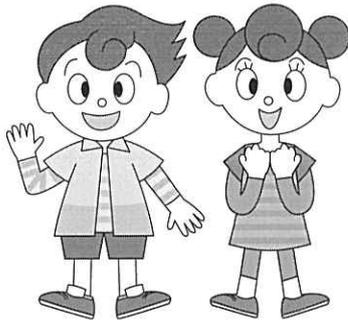
安心

国の制度だから
安心・確実

掛金の助成を
受けることができます

簡単

外部積立型だから
管理がカンタン



中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

ご存知ですか？ 中退共の退職金制度。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません

パートさんも
加入できます

事業主と生計を一にする
同居の親族のみを雇用する
事業所の従業員も、次の条件を
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
 - 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと
- ※掛金助成の対象となりません。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称：中退共



ちゅうたくん きょう子ちゃん

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

君もチャレンジ おきなわ技能フェスティバル

入場無料

もっちゃんフェスタ 2015

10月17日(土) 10:30~17:00
 オープニングセレモニー 10:15
 10月18日(日) 10:00~17:00



ものづくり体験コーナー (無料)

- 貯金箱
- ハイドロカルチャー
- ネームプレート
- 水鉄砲
- 手打ち沖縄そば
- 赤瓦の絵付け
- ミニ六角形畳
- 光る泥だんご
- フラワーアレンジ
- ペンケース
- シャツ型コースター
- ミサンガ
- ティッシュケース
- ガラス絵
- 銅製マドラー...etc

同時開催

見学自由 迫力満点

プロが技を競う!

第3回造園・第29回調理

技能競技大会

「プロの味試食コーナー」(12:00~16:00)

日本料理・西洋料理・中国料理・琉球料理・洋菓子

第1会場：波の上みそら公園(那覇市辻 3-10-12)

第2会場：那覇地域職業訓練センター(那覇市西 3-14-1)

バスをご利用の場合

那覇市内線：三重城バス停(パシフィックホテル近く)にて下車、波の上ゴルフレンジに向け徒歩5分程度

ゆいレールをご利用の場合

旭橋駅にて下車、パシフィックホテル向け徒歩15分程度

車をご利用の場合

泊・安謝・泉崎の各方面から波の上臨海道路に入ると便利。駐車場有り(台数に限りがあります。)



主催：沖縄県職業能力開発協会(沖縄県地域技能振興コーナー) 共催：(一社)沖縄県技能士会連合会・(一社)沖縄県調理師会・沖縄県飲食業生活衛生同業組合
 後援：沖縄県・那覇市・(一社)那覇市観光協会・(一社)沖縄県建設業協会・那覇商工会議所・(公社)沖縄県工業連合会・(株)沖縄建設新聞
 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合・NHK沖縄放送局・琉球放送(株)・沖縄テレビ放送(株)・琉球朝日放送(株)・沖縄タイムス社・琉球新報社(順不同)

沖縄県職業能力開発協会

〒900-0036 沖縄県那覇市西3丁目14番1号

TEL 098-862-4278

(沖縄県地域技能振興コーナー) 厚生労働省委託

ホームページ <http://www.oki-vada.or.jp>

個別労働関係紛争のあっせん制度のご紹介

～労働委員会が労使紛争の解決をお手伝いします～

労使間の労働条件等に関するトラブルでお困りではありませんか？

当委員会では、個々の労働者（正社員、パート社員、派遣社員など）と使用者との間の労働条件、その他の労働関係に関するトラブルについて解決をお手伝いする「個別労働関係紛争のあっせん」を行っています。

今回は、この「個別労働関係紛争のあっせん」の制度について、紹介します。

◆「あっせん」はどのような制度ですか？

労働問題に関して経験豊かな「あっせん員」が、労働関係紛争の生じた当事者からお話を伺い、双方の問題点を整理したうえで、助言等を行い、双方の歩み寄りによる解決の援助を行うものです。

労働基準法等の法律違反の是正を図るために行われる行政指導ではなく、一定の措置を実施することを強制するものでも、「（労働者又は使用者の）どちらかが悪い」といった紛争の決着をつけるものでもありません。

◆あっせんの対象となる紛争は？

個々の労働者と使用者との間で起きた労働条件、その他労働関係に関するトラブルです。例えば、「解雇や配置転換に関すること」、「賃金や労働時間などの労働条件に関すること」、「セクハラやいじめなどの職場環境に関すること」などです。

◆「あっせん員」はどのような人ですか？

「あっせん員」とは、「あっせん員候補者名簿」に記載されている者の中から、事件ごとに労働委員会の会長の指名を受けた人のことです。

現在、「あっせん員候補者名簿」には、当労働委員会の公益委員（大学教授、弁護士などの学識経験者）5名、労働者委員（労働組合の役員など）5名、使用者委員（企業経営者、使用者団体役員など）5名と事務局職員3名の計18名が登録されています。

通常は、公益委員、労働者委員、使用者委員それぞれ1名ずつが指名され、指名された3名であっせんを行います。

◆あっせん制度のメリットは何ですか。

- ・1か月程度での早期解決を目指し、調査やあっせんを迅速に実施します。
- ・あっせん員が中立・公平な立場で解決を援助します。解決の援助にあたっては、当事者の意向を尊重し、話し合いでの解決に努めます。
- ・申請の手続きは簡単で、費用は無料です。

☆☆事務局から一言☆☆

個別労働関係紛争のあっせん申請の手続きに関することは、どうぞお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先 沖縄県労働委員会事務局（県庁行政棟2階）
TEL：098-866-2551 FAX：098-866-2554
ホームページ：「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール：aa160008@pref.okinawa.lg.jp

人を雇うときのポイント

事業主が守るべき労働者雇用のポイントは

質問

これまで一人で会社を経営してきました。業務が忙しくなったので、2人雇う予定です。一人はフルタイムで、一人はパートで契約したいと思います。初めて採用するので、雇用管理の注意点について教えてください。

回答

雇用契約書(労働条件通知書)は必ず発行しましょう

労働相談に寄せられる内容は、ほとんどが事業主と労働者の説明不足が原因と思われます。雇用に関して、事業主が守るべきことの最重要ポイントは、雇用契約書・労働条件通知書を労働者に発行することです。

「契約」ですから双方の合意が必要です。契約はもちろん口頭でも成立しますが、労働の契約は、労働基準法第15条で定めがあります。

「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。…厚生労働省で定める事項については、書面の交付によって明示しなければならない」と記しています。つまり文書で交付しなければいけません。

事業主が提示した雇用契約書の内容を確認して、合意すればそれぞれが署名して契約が成立します。これは正社員だけでなく、パートやアルバイトの短期間雇用の場合も同じです。

雇用契約書はお互いの信頼を確認するものです。

労働相談には、「雇用契約書がない、見てない、説明がなかった」。また労働者も「請求しなかった、雇用契約書は我が社は作成してない」等が多く双方の理解が十分でないケースが見られます。

採用した社員に能力を発揮してもらうためには、雇用関係が安定していること、事業主に対する信頼を築くことが基本です。後々のトラブルを防ぐためにも、採用時には必ず雇用契約書を作成、配布して、お互いに確認し合うことで、安心、信頼して働ける会社にしましょう。

雇用契約書などの書面で明示しないといけない事項は次のとおりです。

1. 雇用契約の期間(無ければ「期間の定めなし」と記載する)
2. 働く場所、仕事の内容
3. 始業及び終業の時刻、残業の有無、休憩時間、休日、休暇、就業時転換(交替勤務の場合の交替日、交替順序等)に関する事項
4. 賃金の決定、計算及び支払いの方法、締切り日、支払い日
5. 退職に関する事項(解雇の事由、定年年齢)

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄 県)	完全 失業率 (沖縄 県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H22=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
平成15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.0	100.7
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.1	100.7
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	99.3	100.4
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.1	100.7
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	99.5	100.7
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	101.6	102.1
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	100.8	100.7
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.0	100.0
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	99.9	99.7
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	99.6	99.7
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	100.0	100.0
26年6月	33,056	277,408	13,927	121,031	36	5.2	30,541	19,224	0.63	2,166	102.8	103.4
7月	33,065	273,372	14,037	129,303	41	6	29,587	20,243	0.68	2,091	103.1	103.4
8月	33,041	272,547	14,031	129,066	45	6.6	29,034	21,054	0.73	1,859	103.7	103.6
9月	32,984	274,299	14,073	125,255	41	6.1	29,119	21,817	0.75	2,141	104	103.9
10月	32,975	275,380	14,104	124,185	34	4.9	29,100	22,022	0.76	2,267	103.8	103.6
11月	32,998	274,188	14,201	127,064	36	5.2	27,737	20,715	0.75	1,674	103.3	103.2
12月	32,921	276,640	14,341	125,765	31	4.5	26,361	20,216	0.77	1,634	103.1	103.3
27年1月	32,836	270,500	14,373	131,483	35	5.2	27,254	21,724	0.80	1,690	102.6	103.1
2月	32,717	274,972	14,417	126,563	42	6.1	28,631	24,215	0.85	2,059	102.5	102.9
3月	32,584	269,706	14,281	120,461	38	5.5	29,878	26,367	0.88	2,633	102.7	103.3
4月	33,339	275,525	14,230	125,498	35	5.0	31,739	24,774	0.78	2,977	102.9	103.7
5月	33,438	274,381	14,322	127,320	35	5.0	29,960	22,934	0.77	2,388	103.3	104.0
資料 出所	県 統 計 課					沖 縄 労 働 局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年6月	152.9	152.1	140.5	142.2	12.4	9.9	542,093	373,181	291,947	231,229	250,146	141,952
7月	155.6	152.5	143.0	141.9	12.6	10.6	423,174	285,702	291,859	230,315	131,315	55,387
8月	145.2	151.0	133.2	140.8	12.0	10.2	302,373	243,216	290,671	229,895	11,702	13,321
9月	148.2	149.6	135.8	140.0	12.4	9.6	298,197	229,606	291,686	229,111	6,511	495
10月	153.7	152.0	140.9	142.6	12.8	9.4	299,584	233,718	292,851	232,514	6,733	1,204
11月	149.1	147.9	136.1	137.8	13.0	10.1	312,692	235,382	292,376	232,073	20,316	3,309
12月	147.9	150.4	134.5	139.4	13.4	11.0	669,187	442,239	292,901	232,333	376,286	209,906
27年1月	141.4	144.9	128.7	134.3	12.7	10.6	296,696	229,263	286,003	227,810	10,693	1,453
2月	145.4	144.4	132.6	133.7	12.8	10.7	288,596	228,864	285,561	227,024	3,035	1,840
3月	150.4	154.8	137.1	143.4	13.3	11.4	307,364	245,807	288,223	238,203	19,141	7,604
4月	155.8	158.5	142.4	147.7	13.4	10.8	304,981	245,148	292,538	242,355	12,443	2,793
5月	143.0	145.8	130.5	136.1	12.5	9.7	300,799	245,295	286,844	234,899	13,955	10,396
資料 出所	県 統 計 課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」131号 (琉球労働から通巻205号)

2015年9月30日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2366 FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

発行人／屋宜 宣秀

印刷所／有限会社アトム印刷

〒901-1303 与那原町字与那原3157-3

TEL(098)944-1355 FAX(098)944-1716

●バックナンバーURL● <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/20756.html>

